

# 中間論点整理(概要)

全国知事会地方税財政常任委員会  
地方税財政制度研究会

# 地方税の偏在是正に向けた検討について

## 【「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(概要)】(抜粋)

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について(第7条関係)

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

- 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

## 全国知事会 (H24.7.20) 提言(抜粋)

### II 税制抜本改革の推進

#### 1 社会保障と税の一体改革

##### (6) 税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきであり、その際には、①消費税と地方法人課税の税源交換、②「地方共有税」の創設、③地方税の一部を地方の共通財源と位置付け調整する仕組みの導入を含めた幅広い検討を行うべきである。

## 全国知事会に「地方税財政制度研究会」を設置

### ○ 設置目的

これからの地方税の充実を基本とする地方税財源の拡充を見据えつつ、地方税制における税源偏在の是正方策について幅広く検討する。

### ○ 検討スケジュール

- ・平成24年度 中間論点整理
- ・平成25年度秋 見直しの基本的な方向性 とりまとめ

### ○ 研究会構成委員

座長: 植田 和弘 (京都大学教授)  
井手 英策 (慶応義塾大学准教授)  
関口 智 (立教大学准教授)  
半谷 俊彦 (和光大学教授)  
澁 圭吾 (学習院大学教授)

※ H24: 第1回9/7、第2回10/5、第3回11/26  
H25: 第4回1/17、第5回4/3

(注) この中間論点整理は、今後の委員会等で行われる地方税制における税源偏在の是正方策の議論に資することを目的として、考えられる論点を網羅的に整理したものである。

## 1 偏在是正を巡る課題

- ◆ 今後も社会保障関係費の増加が続くと見込まれる中、これを賄う財源を確保していくことが必要。  
⇒ 地方分権の観点からは、地方税の充実確保を重視し、これに併せて地方交付税による財源保障・財源調整機能の充実強化を図るべきであり、その際には、偏在性が小さく安定的な地方消費税の充実強化を基本としつつ、偏在性が大きく景気に左右されやすい地方法人課税の見直しを行うべきである。
- ◆ 地方消費税は地域間の税収の偏在が比較的小さい税であるが、一人当たり税収で最大2倍の格差が存在しており、以下のような課題があるのではないかと。
  - ・地方消費税の充実だけでは大都市部の税源がより拡充される結果となる
  - ・個々の地方団体ごとに見ると税収と社会保障給付支出とに不均衡が生じる(P2 資料1参照)
- ◆ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の制度(以下「特別税制度」という。)は、地方税の一部を国税として徴収するもので、地方税の充実を図るといふ地方分権の基本的考え方に逆行する制度であり、解消することが基本であるが、その代わりにこの制度の有する税源偏在是正機能をいかに確保するか。(P3 資料2参照)
- ◆ 社会保障・税一体改革関連法による地方消費税率の引上げは、地方の社会保障財源を確保する措置であり、「偏在性の小さい地方税体系の構築」は行われておらず「税制の抜本的な改革」は道半ばであり、さらに消費税・地方消費税の税率を引き上げる段階までに地方法人課税の抜本的な議論を行い、その際に特別税制度を廃止すべきではないかと。  
一方、次の消費税増税の機会を暫く先であり、少なくとも偏在性の小さい地方消費税が今回充実されたことから、速やかに特別税制度を抜本的に見直すべきではないかと。
- ◆ 地方法人課税の見直しにあたっては、地方法人特別税以外も含めて偏在是正方策を検討する必要があるのではないかと。

不交付団体		交付団体	
歳入(A)	<p>地方消費税増加額 (1.2%分)</p> <p><b><u>2, 100億円</u></b></p> <p>※地方消費税引上げ時点(平成26年度)で臨時財政対策債は発行していない。</p>	歳入(A')	<p>地方消費税増加額 (1.2%分)</p> <p><b>1兆3, 100億円 ①</b></p> <hr/> <p>臨時財政対策債の減少</p> <p><b>△5, 300億円 ②</b></p> <hr/> <p>① + ② = <b><u>7, 800億円</u></b></p>
歳出(B)	<p>社会保障関係費の増加額</p> <p><b><u>900億円</u></b></p>	歳出(B')	<p>社会保障関係費の増加額</p> <p><b><u>7, 800億円</u></b></p>
<p><b>(A) - (B) = 1, 200億円</b></p>		<p><b>(A') - (B') = 0</b></p>	

※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少

社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して0.34%程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あん分した。

# 平成23年度地方法人特別譲与税による影響額実績

## 資料2

※地方法人特別税は、平成23年2月から平成24年1月までに国に払い込まれた額。

※地方法人特別譲与税は、平成23年度5月、8月、11月、2月期の譲与額の合計。（東京都は加算額46億円を含む。）

（単位：億円）

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C
北海道	431	643	212
青森県	90	158	68
岩手県	88	155	67
宮城県	234	279	44
秋田県	67	127	60
山形県	82	139	57
福島県	201	239	38
茨城県	338	346	8
栃木県	225	240	15
群馬県	219	242	23
埼玉県	574	770	196
千葉県	541	651	110
東京都	3,502	1,991	▲ 1,510
神奈川県	905	991	86
新潟県	261	287	26
富山県	132	137	5
石川県	143	145	3
福井県	131	100	▲ 31
山梨県	137	103	▲ 34
長野県	197	260	63
岐阜県	224	247	23
静岡県	492	463	▲ 29
愛知県	1,055	933	▲ 121
三重県	223	221	▲ 2

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C
滋賀県	204	166	▲ 38
京都府	310	314	4
大阪府	1,296	1,130	▲ 166
兵庫県	557	635	78
奈良県	75	145	71
和歌山県	82	114	32
鳥取県	46	69	23
島根県	65	86	20
岡山県	209	228	18
広島県	344	348	5
山口県	158	170	13
徳島県	105	91	▲ 14
香川県	125	121	▲ 5
愛媛県	158	167	9
高知県	46	87	40
福岡県	425	600	175
佐賀県	86	100	14
長崎県	109	163	54
熊本県	136	206	70
大分県	100	140	40
宮崎県	88	130	42
鹿児島県	113	196	83
沖縄県	99	155	56
合計	15,427	15,427	0

※地方法人特別譲与税額は、各都道府県の人口（8月譲与分まではH17国勢調査、11月譲与分からはH22国勢調査）及び従業者数（5月譲与分はH18事業所企業統計調査、8月譲与分からはH21経済センサス基礎調査）で按分。

※四捨五入により計が一致しないところがある。

## 2 検討に当たっての基本的な考え方

- ◆ ナショナルミニマムを確保する地方団体の財源保障が国の責務であることを基本に、地域間の財政力格差について検討すべきではないか。
- ◆ 偏在性の小さい地方税体系の構築を第一とし、偏在度の大きな地方法人課税を地方交付税の原資に、偏在度の小さな消費税(交付税原資分)を地方消費税にする税源交換を基本として検討すべきではないか。
- ◆ その上で、例えば今後の社会保障の拡充・強化に要する地方共通の財源(ナショナルミニマムを上回る部分)を確保するため、国に頼ることなく地方自らが必要な税財源を確保する新たな仕組み(地方共同税)を創設することも考えられるのではないか。
- ◆ ただし、これらの税財政制度の見直しによってもなお埋まらない地域間の財政力格差を是正するため、地方交付税の有する財源保障・財源調整機能の充実強化が必要ではないか。
- ◆ 地方の意見を反映させる仕組みとして
  - 既に制度化された国と地方の協議の場の運用で十分なのか。
  - 地方財政審議会を改組、機能強化し、独立性の高い地方財政委員会を創設するといったことも考え、さらに地方の意見を反映させるようにすべきではないか。
- ◆ 先進国においては、国による個人の生存権の保障は普遍的な理念として定着している。地方団体が個人の生存権を保障するため、全国統一的に行う住民サービスや地域の実情に応じてきめ細かく行う住民サービスを適切に提供できるよう、国による財源保障が必要なのではないか。こうした国の義務を果たすための仕組みが地方交付税制度といえるのではないか。

### 3 偏在是正策の検討 (1)税源交換

(基本的考え方)

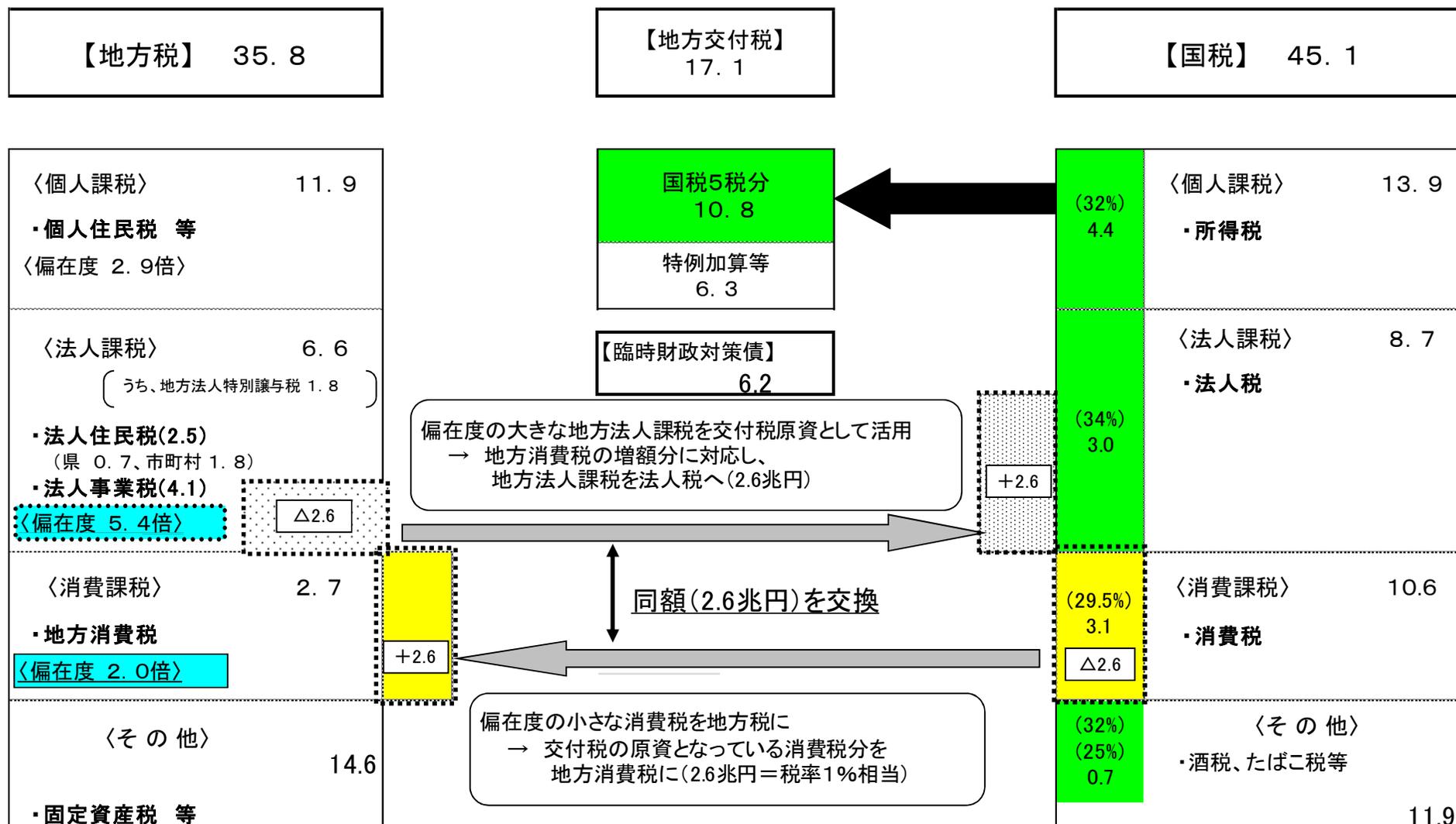
- ◆ 地方法人特別税を法人事業税に還元した場合に発生する偏在の問題は、地方交付税の増額によって解決すべきではないか。
- ◆ 地方法人課税については、経済動向に応じて税収が大きく変動することや、税源が偏在するなどの課題を抱えていることから、一部を国税化し地方交付税の原資とすることとしてはどうか。
- ◆ 偏在度の大きい地方法人課税を交付税原資に、偏在度の小さな消費税(交付税原資分)を地方消費税にする税源交換を検討すべきではないか。(P6 資料3参照)
- ◆ 税源交換により、地方法人課税の税収シェアの大きな団体は税収が減少するが、地方消費税が充実されることにより、税収構造自体が安定化するというメリットもあり、全体として偏在性が小さく、安定的な地方税体系の構築に資するのではないか。
- ◆ 税源交換の対象とする地方法人課税は、これまでの法人事業税における応益性確保の改革努力の歴史を踏まえると、都道府県及び市町村の双方が持つ財源であって、より偏在度の大きい法人住民税法人税割(H22年度6.9倍。法人事業税は5.2倍)が適当なのではないか。
- ◆ 法人事業税は基本的には応益課税であり、事業者の所在地で課税することに一定の意義があるのではないか。法人住民税法人税割は応能的性格が強く、必ずしも所在地で課税する必要がないのではないか。そうすると偏在是正の税源としては、法人事業税よりも法人住民税法人税割の方が適切なのではないか。

※ 以上の点を踏まえ、税源交換の対応案として、例えば以下の3案が考えられるのではないか。

# 国税と地方税の税源交換のイメージ (H25予算・地財ベース)

資料3

(単位:兆円)



注: 国はH25当初予算、地方はH25地方財政計画(ただし、地方税の偏在度はH22決算数値)による。超過課税及び法定外税を含まない。

国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。

地方税の偏在度: 各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割ったもの。

### 3 偏在是正策の検討 (1)税源交換… 続き

#### 対応案1

- ・地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、法人住民税法人税割を一部国税化して地方交付税の原資とする。

#### 《考え方》

- 特別税制度は地方分権に逆行する制度
- 法人事業税よりも偏在度が大きく応能的性格の強い法人住民税法人税割の一部を地方交付税の原資とし地方法人特別税の偏在是正機能を維持
- 法人住民税法人税割の一部国税化により地方税は失われるが、今回の税制抜本改革で地方消費税の充実が図られている。

#### 論 点

- ◇法人住民税法人税割の一部国税化による偏在是正の規模をどうするか。  
仮に地方法人特別税の復元(1.4兆円)と同じ規模とした場合
  - ・都道府県の法人住民税法人税割の税額規模(0.5兆円)が小さいため、市町村の法人税割(0.9兆円)を含め検討することが考えられる。
  - ・この場合、市町村は税源が失われ、その分地方交付税の原資が増加となるが、それでよいか。
- ◇法人住民税法人税割を地方交付税の原資とすることには、企業が集積している一部の市町村から異論があるのではないか。
- ◇今回の社会保障・税一体改革関連法において地方消費税が拡充され、地方税源が全体として拡充されていることを考慮すれば、むしろ、地方法人特別税分は格差是正という観点から交付税原資とする考え方もありうるのではないか。
- ◇地方交付税の原資の強化にあたっては、地方交付税総額の決定において、地方の意見が適切に反映される仕組みが必要ではないか。

# 【県分】地方法人特別税の復元による増減と税源交換による法人税割の減収

資料4

地方法人特別税の復元による各県影響額と、税源交換による道府県民税法人税割(超過課税を除く)の減収を比較(H22決算)

都道府県	特別税の復元		復元による 増減 A	法人税割の減		合計 A+B	都道府県	特別税の復元		復元による 増減 A	法人税割の減		合計 A+B
	特別税 の廃止	譲与税 の廃止		B	シェア			特別税 の廃止	譲与税 の廃止		B	シェア	
	億円	億円	億円	億円	%	億円		億円	億円	億円	億円	%	億円
北海道	441	▲ 603	▲ 163	▲ 136	2.57	▲ 299	滋賀県	177	▲ 150	28	▲ 62	1.18	▲ 34
青森県	99	▲ 150	▲ 50	▲ 26	0.48	▲ 76	京都府	267	▲ 288	▲ 21	▲ 99	1.87	▲ 120
岩手県	85	▲ 149	▲ 64	▲ 26	0.49	▲ 90	大阪府	1,166	▲ 1,026	140	▲ 457	8.63	▲ 317
宮城県	222	▲ 260	▲ 37	▲ 74	1.39	▲ 111	兵庫県	465	▲ 586	▲ 121	▲ 183	3.46	▲ 304
秋田県	71	▲ 122	▲ 52	▲ 21	0.39	▲ 73	奈良県	69	▲ 135	▲ 66	▲ 24	0.46	▲ 90
山形県	72	▲ 133	▲ 61	▲ 23	0.43	▲ 84	和歌山県	73	▲ 106	▲ 33	▲ 24	0.46	▲ 57
福島県	202	▲ 226	▲ 24	▲ 45	0.86	▲ 69	鳥取県	56	▲ 65	▲ 9	▲ 12	0.23	▲ 21
茨城県	308	▲ 319	▲ 10	▲ 105	1.98	▲ 115	島根県	63	▲ 81	▲ 18	▲ 16	0.30	▲ 34
栃木県	198	▲ 223	▲ 25	▲ 69	1.31	▲ 94	岡山県	175	▲ 210	▲ 35	▲ 65	1.23	▲ 100
群馬県	243	▲ 228	15	▲ 69	1.30	▲ 54	広島県	308	▲ 322	▲ 14	▲ 115	2.17	▲ 129
埼玉県	533	▲ 701	▲ 168	▲ 205	3.88	▲ 373	山口県	136	▲ 161	▲ 26	▲ 44	0.83	▲ 70
千葉県	496	▲ 583	▲ 87	▲ 168	3.17	▲ 255	徳島県	85	▲ 85	▲ 0	▲ 33	0.62	▲ 33
東京都 ※	3,320	▲ 1,748	1,572	▲ 1,504	28.43	68	香川県	128	▲ 112	16	▲ 43	0.82	▲ 27
神奈川県	765	▲ 890	▲ 125	▲ 296	5.59	▲ 421	愛媛県	154	▲ 155	1	▲ 52	0.98	▲ 51
新潟県	233	▲ 271	▲ 39	▲ 66	1.25	▲ 105	高知県	45	▲ 83	▲ 38	▲ 13	0.25	▲ 51
富山県	98	▲ 129	▲ 32	▲ 35	0.65	▲ 67	福岡県	451	▲ 547	▲ 96	▲ 170	3.22	▲ 266
石川県	117	▲ 135	▲ 18	▲ 37	0.70	▲ 55	佐賀県	81	▲ 94	▲ 12	▲ 24	0.45	▲ 36
福井県	112	▲ 94	17	▲ 31	0.59	▲ 14	長崎県	97	▲ 154	▲ 57	▲ 33	0.62	▲ 90
山梨県	117	▲ 97	20	▲ 37	0.71	▲ 17	熊本県	119	▲ 193	▲ 74	▲ 41	0.78	▲ 115
長野県	176	▲ 243	▲ 68	▲ 59	1.11	▲ 127	大分県	97	▲ 131	▲ 34	▲ 32	0.60	▲ 66
岐阜県	183	▲ 232	▲ 49	▲ 63	1.18	▲ 112	宮崎県	75	▲ 122	▲ 47	▲ 22	0.42	▲ 69
静岡県	414	▲ 431	▲ 16	▲ 148	2.81	▲ 164	鹿児島県	109	▲ 184	▲ 75	▲ 38	0.72	▲ 113
愛知県	962	▲ 856	105	▲ 348	6.58	▲ 243	沖縄県	106	▲ 143	▲ 37	▲ 34	0.65	▲ 71
三重県	191	▲ 204	▲ 13	▲ 64	1.21	▲ 77	合計	14,159	▲ 14,159	0	▲ 5,291	100.00	▲ 5,291

※ 特別区における法人税割(超過課税分除く)を都の収入にカウントした場合、都の合計は  $+1,572 - 1,504 - 3,612 = \text{▲}3,544$  億円。

### 3 偏在是正策の検討 (1)税源交換・・・続き

#### 対応案1-2

- ・地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、都道府県分は全ての、市町村分は一部の法人住民税法人税割を国税化して地方交付税の原資とする。
- ・その際、地方交付税の原資とする市町村分の法人住民税法人税割の総額と同額の消費税(交付税原資分)を地方消費税とし、その全額を市町村に交付する。

#### 《考え方》

- 法人住民税法人税割の減少分について、都道府県分は地方交付税で配分
- 市町村の減少分は、国税化により失われる市町村民税に見合った措置として、消費税(交付税原資分)の一部を地方消費税(市町村交付金)に振り替え
- 市町村には地方法人特別税の復元がないため、さらなる地方消費税の充実が必要

#### 論 点

- ◇税源交換により充実する地方消費税について、相対的に偏在性は小さいものの、なお税収格差が残ることについてどう考えるか。
- ◇都道府県は地方法人特別税が復元するが、全体としてみれば実質的な税収増加効果はないため、都道府県についても税の充実が必要ではないか。

# 【市町村分】税源交換による法人税割の減収と地方消費税(交付金)の増収

資料5①

全国計を「特別税(14,159)－県分(5,291)」=8,868億円と仮定し、地方消費税(交付金)を比較(H22決算、特別区・政令市含む)

都道府県	法人税割の減		地方消費税(交付金)の増		合計 A+B	都道府県	法人税割の減		地方消費税(交付金)の増		合計 A+B
	A	シェア	B	シェア			A	シェア	B	シェア	
	億円	%	億円	%	億円		億円	%	億円	%	億円
北海道	▲ 224	2.53	396	4.47	172	滋賀県	▲ 103	1.16	82	0.92	▲ 21
青森県	▲ 42	0.47	94	1.06	52	京都府	▲ 165	1.86	187	2.11	22
岩手県	▲ 43	0.49	88	0.99	44	大阪府	▲ 769	8.68	650	7.33	▲ 120
宮城県	▲ 120	1.36	163	1.84	42	兵庫県	▲ 303	3.42	355	4.01	52
秋田県	▲ 34	0.39	73	0.82	39	奈良県	▲ 40	0.46	76	0.86	36
山形県	▲ 38	0.43	76	0.86	39	和歌山県	▲ 40	0.46	60	0.68	20
福島県	▲ 78	0.88	133	1.50	55	鳥取県	▲ 21	0.23	40	0.45	19
茨城県	▲ 174	1.96	193	2.17	19	島根県	▲ 26	0.30	46	0.52	20
栃木県	▲ 114	1.28	140	1.58	26	岡山県	▲ 107	1.21	126	1.42	19
群馬県	▲ 113	1.27	136	1.54	24	広島県	▲ 190	2.14	196	2.21	6
埼玉県	▲ 339	3.82	413	4.66	74	山口県	▲ 73	0.82	91	1.03	18
千葉県	▲ 274	3.09	378	4.26	104	徳島県	▲ 54	0.61	49	0.55	▲ 6
東京都 ※	▲ 2,578	29.07	1,225	13.81	▲ 1,353	香川県	▲ 71	0.80	71	0.80	▲ 1
神奈川県	▲ 494	5.57	568	6.40	74	愛媛県	▲ 88	0.99	89	1.01	2
新潟県	▲ 110	1.24	163	1.84	54	高知県	▲ 22	0.25	50	0.57	28
富山県	▲ 58	0.65	74	0.83	16	福岡県	▲ 281	3.17	349	3.93	67
石川県	▲ 62	0.70	82	0.93	20	佐賀県	▲ 40	0.45	54	0.61	15
福井県	▲ 52	0.59	56	0.63	4	長崎県	▲ 53	0.60	92	1.03	39
山梨県	▲ 61	0.69	60	0.68	▲ 2	熊本県	▲ 70	0.79	121	1.37	51
長野県	▲ 98	1.10	155	1.75	57	大分県	▲ 52	0.59	82	0.92	29
岐阜県	▲ 104	1.17	138	1.55	34	宮崎県	▲ 36	0.40	74	0.84	39
静岡県	▲ 246	2.78	272	3.07	26	鹿児島県	▲ 62	0.70	106	1.20	44
愛知県	▲ 580	6.54	546	6.16	▲ 34	沖縄県	▲ 56	0.64	76	0.86	20
三重県	▲ 108	1.22	123	1.38	15	合計	▲ 8,868	100.00	8,868	100.00	0

※ 特別区における市町村民税法人税割は都の収入であるが、便宜上特別区の収入として計上している。

※※地方消費税(交付金)は、市町村民税法人税割(超過課税を除く)と同額を各都道府県内市町村の歳入決算シェアで按分。

市町村名	法人税割の減		地方消費税(交付金)の増		合計 A+B
	A	シェア	B	シェア	
	億円	%	億円	%	億円
東京都特別区	▲ 2,395	27.01	921	10.39	▲ 1,474
札幌市	▲ 114	1.28	135	1.52	22
仙台市	▲ 88	0.99	76	0.86	▲ 12
さいたま市	▲ 104	1.18	73	0.82	▲ 31
千葉市	▲ 76	0.86	63	0.71	▲ 14
横浜市	▲ 239	2.69	231	2.60	▲ 8
川崎市	▲ 79	0.89	84	0.95	6
相模原市	▲ 24	0.27	44	0.49	20
新潟市	▲ 47	0.52	55	0.62	8
静岡市	▲ 55	0.62	53	0.59	▲ 3
浜松市	▲ 50	0.56	57	0.64	7
名古屋市	▲ 287	3.24	189	2.13	▲ 98
京都市	▲ 122	1.37	111	1.25	▲ 11
大阪市	▲ 516	5.81	259	2.92	▲ 257
堺市	▲ 43	0.48	53	0.60	10
神戸市	▲ 110	1.24	104	1.18	▲ 6
岡山市	▲ 49	0.56	47	0.53	▲ 2
広島市	▲ 101	1.14	81	0.92	▲ 19
北九州市	▲ 52	0.59	69	0.78	18
福岡市	▲ 153	1.73	112	1.26	▲ 41
大都市分(小計)	▲ 4,703	53.03	2,817	31.77	▲ 1,886
その他の都市分	▲ 3,735	42.11	5,289	59.64	1,554
町村分	▲ 431	4.86	762	8.59	331
全国計	▲ 8,868	100.00	8,868	100.00	0

※ 地方消費税(交付金)は、市町村民税法人税割(超過課税を除く)と同額を各都道府県内市町村の歳入決算シェアで按分。

### 3 偏在是正策の検討 (1)税源交換・・・続き

#### 対応案2

- ・今回の法改正による消費税・地方消費税の税率(10%)を将来さらに引き上げるときに地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、法人住民税法人税割を一部国税化して地方交付税の原資とし、消費税(交付税原資分)の一部を地方消費税とする。

#### 《考え方》

- 今回の地方消費税率の引上げは社会保障財源の確保を目的とするもので、偏在性の小さい地方税体系を構築する税制の抜本的な改革とは言えない。
- 特別税は当面存続せざるを得ないとする場合、今後さらなる消費税(国・地方)の拡充が行われ、国・地方の財源が全体として増加するタイミングで、地方法人課税と消費税の税源交換を実施

#### 論 点

- ◇特別税制度の見直しや、今回の地方消費税充実による税収と社会保障給付支出との不均衡の是正について、先送りとなってしまうのではないか。

# 【県分】税源交換による法人税割の減収と地方消費税の増収

資料6

道府県民税法人税割(超過課税を除く)と、同額の地方消費税を比較(H22決算)

都道府県	法人税割の減		地方消費税の増		合計 A+B	都道府県	法人税割の減		地方消費税の増		合計 A+B
	A	シェア	B	シェア			A	シェア	B	シェア	
	億円	%	億円	%	億円		億円	%	億円	%	億円
北海道	▲ 136	2.57	232	4.39	96	滋賀県	▲ 62	1.18	47	0.90	▲ 15
青森県	▲ 26	0.48	54	1.03	29	京都府	▲ 99	1.87	108	2.05	9
岩手県	▲ 26	0.49	51	0.96	25	大阪府	▲ 457	8.63	391	7.40	▲ 65
宮城県	▲ 74	1.39	97	1.83	23	兵庫県	▲ 183	3.46	212	4.00	29
秋田県	▲ 21	0.39	42	0.80	22	奈良県	▲ 24	0.46	45	0.84	20
山形県	▲ 23	0.43	45	0.84	22	和歌山県	▲ 24	0.46	35	0.66	11
福島県	▲ 45	0.86	78	1.48	33	鳥取県	▲ 12	0.23	23	0.44	11
茨城県	▲ 105	1.98	114	2.15	9	島根県	▲ 16	0.30	27	0.50	11
栃木県	▲ 69	1.31	81	1.54	12	岡山県	▲ 65	1.23	75	1.42	10
群馬県	▲ 69	1.30	79	1.50	11	広島県	▲ 115	2.17	115	2.17	0
埼玉県	▲ 205	3.88	240	4.53	35	山口県	▲ 44	0.83	55	1.04	11
千葉県	▲ 168	3.17	226	4.28	59	徳島県	▲ 33	0.62	29	0.55	▲ 4
東京都	▲ 1,504	28.43	786	14.86	▲ 718	香川県	▲ 43	0.82	42	0.79	▲ 1
神奈川県	▲ 296	5.59	335	6.33	39	愛媛県	▲ 52	0.98	52	0.99	0
新潟県	▲ 66	1.25	96	1.81	30	高知県	▲ 13	0.25	29	0.55	16
富山県	▲ 35	0.65	44	0.83	9	福岡県	▲ 170	3.22	206	3.89	36
石川県	▲ 37	0.70	48	0.91	11	佐賀県	▲ 24	0.45	32	0.60	8
福井県	▲ 31	0.59	32	0.61	1	長崎県	▲ 33	0.62	53	1.01	21
山梨県	▲ 37	0.71	35	0.66	▲ 2	熊本県	▲ 41	0.78	70	1.33	29
長野県	▲ 59	1.11	90	1.70	31	大分県	▲ 32	0.60	48	0.91	17
岐阜県	▲ 63	1.18	80	1.52	18	宮崎県	▲ 22	0.42	43	0.82	21
静岡県	▲ 148	2.81	159	3.01	11	鹿児島県	▲ 38	0.72	62	1.17	24
愛知県	▲ 348	6.58	327	6.17	▲ 22	沖縄県	▲ 34	0.65	44	0.83	10
三重県	▲ 64	1.21	73	1.37	9	合計	▲ 5,291	100.00	5,291	100.00	0

※ 地方消費税は、道府県民税法人税割(超過課税を除く)と同額を各都道府県の税込シェアで按分。

### 3 偏在是正策の検討 (2)地方共同税

(基本的考え方)

- ◆国に頼ることなく地方自らが偏在性が小さくかつ安定的な税財源を確保する方法の一つとして、地方税の一部を地方共通課題のための共通財源と位置づけ調整する仕組みの創設が考えられるのではないか。
- ◆例えば、「教育等を通じた人材育成」や「住民のライフステージに応じて地方団体が提供すべき子育て、医療、介護等のサービス」などを地方全体の共通課題と位置づけ、これを支える税を地方が共同して確保し、共通課題と関連性を有する客観的指標により配分するといった地方共同税の制度には、一定の合理性があるのではないか。
- ◆あるいは、今後の社会保障の拡充・強化に要する地方共通の財源(ナショナルミニマムを上回る部分)を確保するため、地方消費税分を地方が主体的に増税し、客観的な指標で配分するという案も考えられるのではないか。
- ◆憲法第92条との関係では、「地方自治の本旨」に反しない限り、地方共同税の仕組みを法律で定めることは可能なのではないか。
- ◆地方共同税をいったん水平調整的な位置づけとしてしまうと、なし崩し的に地方税全体が財政調整に使われる恐れがあるのではないか。
- ◆ナショナルミニマムを確保するための財源保障は国の責任であり、地方交付税の果たすべき役割ではないか。地方税である地方共同税は、そのナショナルミニマムが実現されていることを前提に、プラスアルファの共通課題に対応するための制度とするべきではないか。

※ 以上の点を踏まえ、地方共同税の案として、例えば以下の2案が考えられるのではないか。

### 3 偏在是正策の検討 (2)地方共同税… 続き

#### 対応案1

- ・地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、法人事業税または法人住民税法人税割の相当額を地方共同税化する。
- ・地方法人課税の一部を「全都道府県共通の課題のために課す税」と位置付け、客観的指標により配分する。

#### 《考え方》

- 今回の消費税法改正法第7条では「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずる」とされており、同法の規定を踏まえれば、偏在性の大きい税目(地方法人課税)について見直すべきである。
- 各都道府県で育成された人材が都市に流出して企業の活動を支え、企業収益の源泉となっていることなどを踏まえ、地方法人課税の一部を、「全都道府県共通の課題である人材育成の財源を確保するために課す税」と位置付け、学校教育や職業訓練等に相関する人口などの客観的指標により配分する仕組みが考えられる。

#### 論 点

- ◇地方共同税にふさわしいのは、法人事業税と法人住民税法人税割のどちらか。
- ◇地方法人特別税が法人事業税に復元しても、法人事業税が地方共同税化されるのであれば、特別税制度の単なる衣替えにすぎないのではないか。
- ◇地方共同税化によって特別税制度が果たしてきた税源偏在是正機能が維持されたとしても、今回の地方消費税充実による税収と社会保障給付支出との不均衡の是正への対応が必要ではないか。
- ◇地方法人課税の一部を地方共同税化にする場合、企業誘致等が税収増につながらず、地方団体の税源涵養意欲を損なうのではないか。

### 3 偏在是正策の検討 (2)地方共同税… 続き

#### 対応案2

- ・地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、今回引き上げられる地方消費税の一部を地方共同税化する。
- ・地方消費税の一部を「全都道府県共通の課題のために課す税」と位置付け、客観的指標により配分する。

#### 《考え方》

- 地方消費税の一部を「住民のライフステージに応じて全地方団体が提供すべき子育て、医療、介護等のサービスの財源を確保するために課す税」と位置づけ、共通課題と関連性を有する客観的指標により配分する。
- 地方消費税は、偏在性が小さく安定的で、全ての団体に課税対象たる消費行為が存在することから地方法人課税に比べてより地方共同税化になじむ。

#### 論 点

- ◇今回の地方消費税率等の引上げは、社会保障給付における国と地方の役割分担や地方単独事業の割合により決定されたものであり、現段階でその内容を変更することは困難ではないか。
- ◇今回引き上げられる地方消費税について、個々の地方団体ごとの税収と社会保障給付支出との不均衡が是正される一方、特別税制度の廃止による偏在是正への対応が必要ではないか。

### 3 偏在是正策の検討 (2)地方共同税… 続き

#### <対応案1、対応案2の共通論点>

- ◇地方共同税の税率については、地方の合意に基づいて、地方が主体的に一律に決めることができる仕組みが必要ではないか。
- ◇地方共同税の配分方法について、形式上国税と位置付けたうえで、地方譲与税の仕組みを活用することも考えられるのではないか。また、国の特別会計に各地方団体が徴収した地方共同税を地方税のまま拠出し、客観的指標により各地方団体に再配分することも考えられるのではないか。
- ◇ドイツの共同税においては、課税標準や税率、各州へ帰属すべき額等は連邦法で決められているが、州の代表を構成員とする連邦参議院の同意が前提となっており、日本においても、地方の意見が確実に反映させられる意思決定プロセスを確保する必要があるのではないか。
- ◇大都市地域では減収が発生し、賛同が得られにくいと考えられるが、地方税財源全体が拡充されるタイミングであれば、地方共同税の導入を検討することができるのではないか。
- ◇地方税は、受益と負担の関係に基づき、税源の所在に応じて地方団体が課税するものであり、この原則と地方共同税は相容れないのではないか。
- ◇自ら徴収した税額を当該団体の配分額以上に拠出する団体(財源拠出団体)の住民の理解が得られないのではないか。
- ◇財源拠出団体の徴税意欲が損なわれる恐れがあるのではないか。

区分	課税主体	賦課徴収	課税客体	税率	課税免除・ 減免等	帰属基準(配分方法)
地方税 (法人事業税の例)	地方団体	地方団体 (地方税法2条)	法律 【法律の規定に反しない限り 条例による定めも可能】	条例 【標準税率、 制限税率】	条例	(課税団体に帰属)
地方消費税	地方団体	地方団体 (当分の間、国) (地方税法附則9条の4)	法律	条例 (一定税率)		法律 〈消費に相当する額に基づき清算〉
地方法人特別税	国 (暫定措置法6条)	地方団体 (暫定措置法10条)	法律	法律		法律 〈人口1/2、従業者数1/2〉
地方譲与税	国	国	法律	法律		法律

参考

ドイツの共同税 (売上税)	連邦・州	州	連邦法(※)	連邦法(※)		連邦法(※) 〈住民一人あたり税収を均てん化〉
------------------	------	---	--------	--------	--	----------------------------

(※)連邦参議院の同意が必要

### 3 偏在是正策の検討 (3)税源交換と地方共同税の併用

#### 対応案

- ・地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、法人住民税法人税割を一部国税化して地方交付税の原資とし、消費税(交付税原資分)の一部を地方消費税化するとともに、今回引き上げられる地方消費税及び税源交換で得られた地方消費税を地方共同税化する。

#### 《考え方》

- 税源交換は、税収構造を安定化させ、全体として偏在性が小さく、安定的な地方税体系の構築に資する方策であるが、前述の案では、今回引き上げられる地方消費税について、個々の地方団体ごとの税収と社会保障給付支出との不均衡が是正されないという課題が残るのではないかと。また、地方消費税は小さいとはいえ偏在が残ってしまうという問題があるのではないかと。
- 地方消費税の一部地方共同税化では上記のような不均衡や地方消費税の偏在は是正することができ、また、地方法人課税の一部地方共同税化では税源偏在の是正効果は極めて大きなものとなるが両者の場合、富裕団体の税収がそうではない団体へ移転するだけの結果しか得られず、税収構造の安定化といった富裕団体にとってもメリットのある仕組みが必要ではないかと。
- これらを踏まえると、税源交換と地方共同税をセットで実施する方策も考えられるのではないかと。

### 3 偏在是正策の検討 (4)地方共有税

#### 対応案

地方交付税の地方共有税化(H18 地方六団体案をベース)

- (1) 名称を変更 ① 国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」  
② 国の特別会計を出て地方団体に入るまで「地方共有税調整金」
- (2) 国の一般会計を通さず、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。
- (3) 現在の財源不足を解消するため、地方共有税(地方交付税)の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
- (4) 3年から5年に一度、地方共有税(地方交付税)の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
- (5) その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。
- (6) 特例加算や特別会計による借入れは行わない。
- (7) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税(地方交付税)の法定率を引き上げる。

#### 《考え方》

- 地方法人特別税を法人事業税に復元することと関連して、税源交換や地方共同税といった新たな措置を講じた場合でも残らざるを得ない地域間の財政力格差に対処するため、地方交付税の財源保障機能を強化するとともに、国による政策誘導に用いられることを防ぐ観点から、地方交付税を、国の一般会計を通さず、「地方共有税」として特別会計に直接繰り入れる等の方式(地方交付税の地方共有税化)についても検討すべきではないか。
- 地方交付税は、本来地方の固有財源であり、また、地方団体全体で共有している財源であることから、自治体の「連帯」と「自立」の精神に基づくセーフティネットであることを制度上明確化させる。

#### 論点

- ◇ 各地方団体の額の調整及び決定について、地方が参画する仕組みや各地方団体間で意見の対立が生じたときへの対応策をどうするか。

### 3 偏在是正策の検討 (5)地方共同機構

#### 対応案

- ・全都道府県が共同して機構を創設し、調整を行う仕組みを構築する。
- ・機構は、法律により全都道府県に加入を義務付ける特別法人とし、例えば、偏在性の高い地方税目について、一人当たり税収額が全国平均を上回る都道府県は、上回る額を機構に拠出し、下回る都道府県に対しては、下回る額に応じて交付金を交付する。

#### 《考え方》

- 特別税制度のような国に地方税を水平調整的な財源として使われる仕組みではなく、国からの関与を受けずに地方自らが地方団体間の税収格差の是正を行う方式についても検討すべきではないか。
- 地方団体の相互理解と協力に基づき、国に頼ることなく、地方税の税源偏在を是正するため、全都道府県が共同して機構を創設し、地方団体からの納付と地方団体への交付金によって調整する仕組みを構築することが考えられるのではないか。

#### 論 点

- ◇大都市地域の地方団体が他の地方団体を支援することになるが、大都市地域の住民や議会の納得を得ることは、きわめて困難ではないか。
- ◇富裕団体がそうではない団体の財源を保障することになり、国が財源保障責任を果たさなくなるのではないか。
- ◇地方共同機構の仕組みは、富裕団体も含め全ての団体が加入することが前提となるが、富裕団体の加入を強制することは困難ではないか。
- ◇機構を設置してまで税収の帰属状態を是正する必要がある税目は、そもそも地方税になじまないのではないか。
- ◇機構からの交付額は巨額となるため、その基準を機構が決定するのであれば、憲法の趣旨を踏まえた民主的なコントロールが及ぶ仕組みとする必要があるのではないか。
- ◇新たな機構まで作って実施するのは行政改革の流れに逆行するのではないか。

### 3 偏在是正策の検討 (6)その他

#### (地方法人課税の外形課税化)

- 地方法人課税の税収の変動への対応や応益性の強化という観点からは、外形標準課税の拡大が検討されるべきではないか。
- 外形標準課税の拡大は地域間格差の是正の面で一定の効果は考えられるが、それほど大きくないのではないか。また、所得の少ない法人にとって税負担が重くなることに理解が得られるか。

#### (地方法人課税の分割基準の見直し)

- 地方法人課税の分割基準を、より客観性のある指標に変えていくことは望ましいが、財政調整を目的として変えることについては、応益性が損なわれることや国の財源保障責任を曖昧にしてしまうことになり、不適當なのではないか。